(38)　(37)に掲げる地点から一九七度〇〇分二一メートルの地点
(39)　(38)に掲げる地点から一九八度〇〇分一六メートルの地点
(40)　(39)に掲げる地点から一〇九度〇〇分一七メートルの地点
(41)　(40)に掲げる地点から七三度〇〇分一九メートルの地点
(42)　(41)に掲げる地点から二一度〇〇分九六メートルの地点
(43)　(42)に掲げる地点から八度〇〇分三三メートルの地点
(44)　(43)に掲げる地点から三四九度〇〇分五二メートルの地点
(45)　(44)に掲げる地点から七五度〇〇分一七メートルの地点
(46)　(45)に掲げる地点から七五度〇〇分一一メートルの地点
(47)　(42)に掲げる地点から一一六度〇〇分二五メートルの地点
(48)　(41)に掲げる地点から一〇七度〇〇分二〇メートルの地点
(49)　(31)に掲げる地点から八四度〇〇分二〇メートルの地点
(50)　(30)に掲げる地点から一八六度〇〇分六三メートルの地点
(51)　(27)に掲げる地点から八六度〇〇分四九メートルの地点
(52)　(26)に掲げる地点から六四度〇〇分四七メートルの地点
(53)　(24)に掲げる地点から一五八度〇〇分四四メートルの地点
(54)　(23)に掲げる地点から一四八度〇〇分五六メートルの地点
(55)　(16)に掲げる地点から一二九度〇〇分二四メートルの地点
(56)　(13)に掲げる地点から二八〇度〇〇分二三メートルの地点
(57)　(6)に掲げる地点から二六二度〇〇分四六メートルの地点
(58)　(5)に掲げる地点から二五四度〇〇分三九メートルの地点
(59)　(2)に掲げる地点から二三二度〇〇分七五メートルの地点
(60)　(2)に掲げる地点から二五五度〇〇分一〇一メートルの地点
(61)　(1)に掲げる地点から二九八度〇〇分二二メートルの地点

## ○国土交通省告示第五百二十四号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を改正する告示

平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 一　環壕集落の入場料の額 | 一　環壕集落の入場料の額 |
| 1　一日入場料 | 1　一般入場料 |
| (一)　一般入場料 | (一)　十五歳以上六十五歳未満の者（(三)に掲げる者を除く。）　一人につき一回二百十円 |
| イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回二百三十円 | (二)　六十五歳以上の者　一人につき一回百円 |
| ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回百円 | (三)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一回四十円 |
| (二)　団体（小学生以上の者二十人以上）入場料 | 2　団体（小学生以上の者二十人以上）入場料 |
| イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回百四十円 | (一)　十五歳以上六十五歳未満の者（(三)に掲げる者を除く。）　一人につき一回百四十円 |
| ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回百円 | (二)　六十五歳以上の者　一人につき一回百円 |
| 2　二日間通し入場料 | (三)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一回二十円 |
| (一)　一般入場料 | 3　年間入場料 |
| イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回二百五十円 | (一)　十五歳以上六十五歳未満の者（(三)に掲げる者を除く。）　一人につき一年間二千百円 |
| ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回百二十円 | |
| (二)　団体（小学生以上の者二十人以上）入場料 | |
| イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回百七十円 | |
| ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回百二十円 | |
| 3　年間入場料（入園料及び入場料を徴収する全ての国営公園に入園可能） | |
| (一)　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一年間二千三百円 | |